青ヶ島村総合教育会議　議事録

１　開会日時：令和元年６月１０日（月）午前１０時００分～午前１０時３０分
２　会議場所：青ヶ島村役場　応接室
３　出 席 者：

【村　長】	村　長	菊池　利光
	副村長	金澤　一好
【教育委員会】	教育長	佐藤　博
	教育長職務代理者	荒井　智史
	委　員	髙津　智子
	事務局	唐澤　秀司
【青ヶ島小中学校】	校　長	木下　和紀

４　協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言の要点

協議又は調整に係る事項	出席者の発言の要点
開会宣言	（村長）青ヶ島村総合教育委会議の開会を宣言する。協議事項の細部については、教育長が説明する。
法の一部改正の趣旨説明	（教育長）平成２７年４月１日付で「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正が施行され、青ヶ島村においても「総合教育会議」の設置、「教育大綱」の策定が義務づけられた。 今後は、本会議を活用し、村長、教育委員会、学校を含めた教育施策についての協議を進めていく。
総合教育会議の説明	本日が初めての青ヶ島村総合教育会議となるため、議事に入る前に「総合教育会議」について説明する。 総合教育会議が設けられた趣旨は、これまでも村長が、教育に関する予算の編成・執行や条例案の提出を通じて教育行政に大きな役割を担ってきたが、今回の法律の一部改正により、村長と教育委員会が、村の課題やあるべき姿を共有し相互の連携を図りつつ、より一層の民意を反映した教育行政を推進していくため総合教育会議が設置されることとなった。 総合教育会議の位置づけは、村長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議及び調整の場となっている。 この会議で双方が合意し調整がついた事項については、それぞれが尊重義務を負うことになり、村長と教育委員会は、この会議で調整がついた事項について、会議で策定した方針のもと、それぞれの事務を執行・管理していくこととなる。

協議又は調整に係る事項	出席者の発言の要点
総合教育会議の説明（続き）	（教育長）総合教育会議での協議・調整事項については、法律上、次の３点が定められている。 ①　教育に関する総合的な施策の大綱の策定 ②　学校施設の整備や福祉部局と連携した総合的な放課後対策など ③　通学路等での交通事故が発生した後の再発防止を行う必要がある場合など 総合教育会議設置要綱については、お手元の資料のとおりである。以上で「総合教育会議」について説明を終わる。 何かご質問等はないか。 （一同）なし。
教育大綱の説明	（教育長）引き続き、本題の「青ヶ島村教育施策大綱」について説明する。 教育施策大綱の考え方等については、参考資料１～４のとおりである。 それでは、「教育施策大綱」について、説明する。 教育施策大綱については、国の教育振興基本計画に基づき、地域の実情に応じ参酌した上で、教育等の振興に関する総合的施策における根本的な方針や目標を掲げることになっている。 青ヶ島村においては、これらを踏まえ、教育の基本方針と４つの基本目標を掲げている。 （説明資料のとおりに読み上げた上で） 以上のとおりであるが、何かご意見・ご質問等はないか。 （一同）異議なし。 （村長）それでは、青ヶ島村教育施策大綱をこのとおり定める。 今後も、この会議で話し合うような事項はあるか。 （教育長）冒頭ご説明したとおり、学校施設の整備や子供の安全対策など教育委員会だけでは執行困難な事項がある。
閉会宣言	（村長）他に特に意見がないようであれば、青ヶ島村総合教育会議の閉会を宣言する。

５　その他村長が必要と認めた事項

特になし